

巻頭言

農業現場では、水稻の収穫が進み、これから年末さらには年明けから春先に向けて、みかんやいちご、露地野菜などの出荷が本番を迎えます。今月現場を訪問した際、農地中間管理事業を活用したほ場では、定植を終えたレタスやブロッコリーなどが順調に生育しておりました。

9月30日に新型コロナウイルスの感染拡大に係る緊急事態宣言が解除され、静岡県をはじめ全国で、感染拡大の防止と社会経済活動の正常化に向けた取組が進められています。本県の多彩で高品質な農産物がより多くの消費者の方々に届くよう、一日も早い社会経済活動の正常化が期待される所です。

さて、令和3年度も半年が経過しました。皆様には農地バンク事業の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

農地バンク事業における9月末現在の担い手への貸付実績は、下の表のとおりです。県全体では、目標面積1,200haに対して、574.1haを貸し付けており、実施率は47.8%です。すでに目標を上回っている市町もあります。

引き続き、すべての市町での取組と1,200haの目標達成に向けて、一層の推進をよろしく願いいたします。
(農業振興公社 理事長 新田 明彦)

令和3年度農地バンク事業貸付実績（9月末時点）

(単位:ha)

市町名	貸付面積	目標面積	市町名	貸付面積	目標面積	市町名	貸付面積	目標面積
下田市	0.3	2	裾野市	2.5	7	牧之原市	20.9	55
東伊豆町		4	清水町		-	吉田町	2.1	10
河津町		3	長泉町	1.2	3	川根本町	1.7	7
南伊豆町		5	御殿場市	16.1	25	志太樹原地域	66.7	217
松崎町		3	小山町	18.1	7	御前崎市	23.2	48
西伊豆町	0.7	2	東部地域	72.0	147	菊川市	22.9	70
賀茂地域	1.0	19	富士宮市	41.0	52	掛川市	96.7	80
熱海市	0.1	1	富士市	6.5	52	磐田市	143.3	79
伊東市		8	富土地域	47.5	104	袋井市	25.7	76
三島市	8.7	14	静岡市	18.3	89	森町	2.4	40
函南町	4.5	9	中部地域	18.3	89	中遠地域	314.3	393
伊豆市	4.5	17	島田市	1.9	60	浜松市	47.7	213
伊豆の国市	0.5	15	焼津市	27.1	52	湖西市	6.6	18
沼津市	15.8	41	藤枝市	13.1	35	西部地域	48.2	231
						県計	574.1	1,200

* ラウンドにより合計値は一致しないことがあります

農地中間管理事業における農用地等に設置される附属物の取扱を定めました

農地中間管理事業による農地の貸借が増えることに伴い、借受者が附属物の設置や農地の形状等の変更を行い問題となる事例が発生してきています。

このため、公社では、農地中間管理事業における農用地等に設置される附属物の取扱い要領を定め、農地貸借の契約時に附属物の内容や取去する際の条件等について、農地所有者と農地借受者による確認書を作成していただくこととしました。

また、農地借受者が借受後に附属物を設置する場合も、同様に確認書を作成するようお願いいたします。

確認書の作成（附属物の取扱要領抜粋）

農地所有者（以下「所有者」という。）と公社から貸借権の設定等を受けた者（以下「借受者」という。）は、附属物の内容や収去する際の条件等について、事前に協議の上、次に定めるところにより土地附属物に関する確認書（別紙参考様式）（以下「確認書」という。）を作成し、合意するものとする。

（１）既設の附属物については、所有者及び借受者の双方の視点で、附属物ごとに破損等が見られる箇所を確認し、借受時の状態及び消耗の状況を把握すること。

（２）確認書は、原本２通を作成の上、所有者及び借受者が各自１通を保管すること。また、借受者は、公社にその写しを提出すること。

公社が必要に応じて県及び市町等と当該情報を共有することを承知すること。



確認書の様式は「農地中間管理事業様式集 静岡県農業振興公社」で検索してください

検索

土地附属物に関する確認書（記載内容及び記載例（抜粋））

1 附属物設置土地（既設及び新設） ※別紙で作成可

土地番号	土地の所在	面積 (㎡)	貸借期間	備考
1	〇〇市〇〇 〇〇-〇	1,000	R〇年〇月〇日～ R〇年〇月〇日	

2 附属物の内容及び原状回復等 ※別紙で作成可

（１）既に附属物が設置されている場合

土地番号	既設の附属物名 (台数、規模等)	設置時期	借受時		具体的な状況	返還時								
			破損等の有無	有		無	修繕交換		収去		具体的な収去方法等			
							要	不	要	不				
1	ビニールハウス 6m×30m 単棟 1棟	H20. 4	有	<input checked="" type="checkbox"/>	被覆材劣化 骨組パイプ錆	要	<input type="checkbox"/>	不	<input checked="" type="checkbox"/>	要	<input type="checkbox"/>	不	<input checked="" type="checkbox"/>	破損がなければ補修不要

（２）附属物を新設する場合

土地番号	新設する付属物名 (台数、規模等)	設置者	設置者の収去義務		設置時期	収去時期	具体的な収去方法等
			要	不			
1	作業・資材用ハウス 6m×15m 1棟	農地借受者	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	R〇年〇月〇日	R〇年〇月〇日	撤去

3 その他附属物に関する契約等 ※別紙で作成可

附属物名	内容	備考
ビニールハウス（既存）	当事者同士で賃貸借契約を締結済	所有者了承済 契約書別添

4 その他の確認事項

（１）既設の附属物の修繕については、農地所有者及び農地借受者の間で協議の上、合意することとし、公社は当該附属物の修繕に関与しないものとする。

（２）既設の附属物については、農地借受者と農地所有者又はその他の者との間で、賃貸借、使用貸借、譲渡等の契約を結ぶ場合、公社に契約書等の写しを提出すること。また、公社が必要に応じて県及び市町等関係機関と本確認書に関する情報を共有することを承知すること。

（３）貸借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地の契約期間の更新又は再契約時には、当該土地に係る附属物について、新たに確認書の締結を行うこと。

（４）附属物（本確認書に記載されている附属物を含む。）の原状回復及び収去の義務について、農地所有者及び農地借受者は、公社にその義務を負わせないものとする。

上記の確認事項を証するため、この確認書２通を作成し、農地所有者及び農地借受者は署名又は記名押印の上、各自その１通を所持する。

農地中間管理事業における重点実施区域は、30市町で117区域を指定しています

農地中間管理事業の重点的かつ効果的に推進と農地基盤整備事業との連携を図るため、重点実施区域を指定し、関係機関との一体的な推進を図ることとしており、下表に示す通り令和3年9月末時点で、30市町117区域を指定しています。

重点実施区域に指定されると、農業者の申請・同意・費用負担を必要としない農地耕作条件改善事業の実施が可能になるなど、基盤整備事業が活用されやすくなります。

重点実施区域一覧（（ ）内は地区数）

（令和3年9月末時点）

<p>○下田市(1)：吉佐美地区、○東伊豆町(1)：稲取入谷地区、○河津町(1)：見高地区、○南伊豆町(3)：竹麻地区、南中地区、南上地区、○松崎町(2)：江奈・桜田・那賀地区、南郷地区、○西伊豆町(1)：仁科・中地区、</p>
<p>○沼津市(2)：原・浮島・愛鷹地区、西浦・内浦地区、○三島市(2)：中郷地区、坂地区、○伊東市(1)：池地区、○御殿場市(8)：山之尻（高根西部）地区、塚原（高根西部）地区、深沢地区、紫怒田・上小林地区、中清水地区、神山兎島地区、板妻地区、印野トウジゴヤ地区、○伊豆市(1)：大野地区、○伊豆の国市(2)：四日町地区、浮橋・長者ヶ原地区、○小山町(6)：吉久保地区、所領地区、大胡田地区、上野下ノ原地区、一色井多野地区、棚頭地区</p>
<p>○富士市(3)：富士東部地区、浮島地区、須津地区、○富士宮市(4)：富士開拓地区、柚野地区、杉田地区、猪之頭地区</p>
<p>○静岡市(11)：原地区、尾羽地区、新丹谷地区、二本松地区、西山寺阿僧地区、蒲原地区、吉原地区、矢部地区、加瀬沢地区、東豊田地区、今泉地区、</p>
<p>○島田市(7)：切山地区、西原地区、抜里地区、東光寺・岸地区、大津地区、猪土居地区、諏訪原地区、○焼津市(5)：西島地区、東益津地区、和田地区、田尻北地区、宗高・藤守地区、○藤枝市(4)：藤枝東部地区、仮宿地区、瀬戸谷地区、高洲・大洲地区、○牧之原市(10)：大江片浜地区、須々木地区、坂部・坂口地区、男神地区、中地区、細江地区、静波地区、勝田地区、朝生原地区、勝間地区、○吉田町(1)：吉田たんぼ地区、○川根本町(2)：西地名地区、下泉原地区</p>
<p>○磐田市(5)：西平松地区、岩田地区、東部地区、竜洋東地区、東池田地区、○掛川市(11)：佐東地区、初馬地区、寺島地区、遊家・家代地区、山崎地区、沖之須地区、和田岡原地区、大坂地区、千浜地区、飛鳥地区、五明地区、○袋井市(2)：笠原地区、新池、○御前崎市(2)：高松地区、比木地区、○菊川市(5)：河東砂山地区、内田地区、河東地区、月岡地区、川西、○森町(6)：とうもろこしの里地区、中川上地区、草ヶ谷地区、天竜川下流用水一宮地区、問詰地区、向天方地区</p>
<p>○浜松市(7)：村櫛町臨海A地区、細江町中川地区、雄踏地区、三ヶ日地区、都田上地区、大平地区、天竜阿多古地区、○湖西市(1)：新居地区</p>

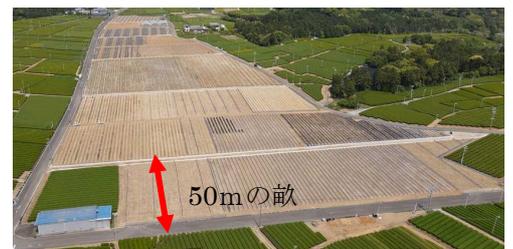
事業の活用事例

① 機構関連農地整備事業を活用して、茶園を整備 ～牧之原市静波原地区～

農地中間管理機構関連農地整備事業は、農地バンク事業を活用している農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、区画整理等を行う事業です。

牧之原市静波原地区では、平成30年度に地区内の地権者60人、耕作者21人に対し、将来の農地利用に関する意向調査を実施し、農地の担い手への集積及び基盤整備計画の策定に着手しました。また、農地を地権者から機構へ預ける農地貸付の調印会も行われ、年度内には、事業要件である農地中間管理機構への農地の貸付も行われました。

令和元年度には地権者、耕作者からなる「静波原基盤整備組合（代表 原間秀樹氏）」を設立、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択も決まり、測量設計、換地原案が作成されました。



整備された茶園(50mの畝)

令和2年度には、本格的な工事が始まり、小区画・不整形で分散している茶園の区画整理が行われました。畝の方向も統一され長さも50メートルで、大型機械が効率的に利用できる茶園となりました。併せて茶樹の植栽も補助事業（持続的生産強化対策事業（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業））を活用して行われました。



茶樹植栽後

事業実施により、担い手に集積・集約されたことから茶園の生産性・収益性の向上が期待されます。

② 耕作放棄地を再生して、桑を栽培。地域活性化を目指す ～松崎桑葉ファーム～

企業組合松崎桑葉(そうば)ファームは、松崎町がかつて養蚕と桑栽培で栄えたことに着目し、桑の葉で地域活性化を目指して、平成26年7月に設立されました。



桑葉の一次加工場

組合員には農業者はおらず、民宿経営など観光に携わるメンバーが主となり取り組みを始めました。農業者がいないことから農地もありませんでしたが、農地バンク事業を通じて耕作放棄地を借受け、桑畑に再生して活用しており、現在は1.5haまで拡大しました。

栽培にあたっては、農薬や化学肥料は一切使用せず、牡蠣殻や鶏糞ペレットなど市販の有機肥料を使って栽培しています

桑葉の収穫は、葉が硬化する前の6月末頃と9月末頃の年2回行っています。栽培当初は島田市の業者に委託して加工していましたが、平成28年6月に桑畑の近くに乾燥調製工場を整備し、一次加工（粗茶）まで行っています。桑葉茶は外部委託により粉末状に加工して製品化し、直売店「くわや」を主体に旅館ホテルの売店、道の駅、農協、農産物直売所などで販売しています。水に溶いた際は鮮やかな緑色で、くせの少ないまろやかな風味が消費者に好評です。また、桑葉茶を利用した商品開発も進めており利用範囲が広がっています。

桑の葉の栽培・加工には、地域の働く意欲のある方を年齢問わず雇用し、伊豆松崎分校の生徒の農業体験実習では、桑畑の農作業や商品の包装作業も体験してもらっており、地域の活性化につながっています。

農地バンク事業に係る令和3年度の賃借料の徴収及び支払等について

農地バンク事業に係る令和3年度の賃借料の徴収及び支払、農用地等の貸借状況の通知について以下のスケジュールで実施しますので、よろしくお願いたします。

- 1 耕作者からの徴収（口座振替） 12月10日(金) (引落通知書等送付予定日 11月12日(金))
- 2 地権者への支払（口座振込） 12月20日(月) (支払通知書送付予定日 11月26日(金))
- 3 農用地等の貸借状況の通知 (貸借状況通知書送付予定日 11月12日(金))

静岡県農業振興公社

検索

静岡県農地バンク（静岡県農業振興公社）がサポートします！

本社	農地集積課	☎054-250-8989	〒420-0853	静岡市葵区追手町9-18	静岡中央ビル7階
駐在	東部駐在	☎055-924-3993	〒410-0055	沼津市高島本町1-3	東部農林事務所内
	富士駐在	☎0545-65-2261	〒416-0906	富士市本市場441-1	富士農林事務所内
	中部駐在	☎054-283-0650	〒422-8031	静岡市駿河区有明町2-20	中部農林事務所内
	志太榛原駐在	☎054-646-2122	〒426-0075	藤枝市瀬戸新屋362-1	志太榛原農林事務所内
	中遠駐在	☎0538-35-1335	〒438-8558	磐田市見付3599-4	中遠農林事務所内
	西部駐在	☎053-458-7105	〒430-0929	浜松市中区中央1丁目12-1	西部農林事務所内